



サイドバイサイド



【みんなですすめよう男女共同参画】

平成26年度「男女共同参画週間」を 実施します

毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画基本法」の目的や基本理念について理解を深める週間としています。

「男女共同参画社会」の実現には、様々な制度の改革と併せて、「企業人としての男性」や、家庭で働く女性のパートナーである「家庭人としての男性」など、男性の意識・行動も重要です。そこで、男性が、企業人としても家庭人としても豊かな生活を送るために、長時間労働を減らして、女性と共に家事・育児・介護・地域活動に関わってみませんか？



平成26年度「男女共同参画週間」のキャッチフレーズは、
「家事場のパパデカラ」に決定しました。

【キャッチフレーズ】 応募総数3,651点中、審査の結果、以下の作品が選ばれました。

- | | | | |
|---------|--------------|---------|----------------------|
| 【最優秀作品】 | 家事場のパパデカラ | 野田学園 | 平成25年度4年C組の皆さん (山口県) |
| 【優秀作品】 | 今年は、パパが育休 | 丸山 晶子さん | (東京都) |
| 【優秀作品】 | 家を楽しみ、職を楽しむ。 | 池野 朱実さん | (愛知県) |

人権 それは愛

問合せ／教育文化振興課 ☎990-9011
企画財政課 ☎991-1815



～性別にとらわれない個人が尊重される社会へ～

皆さんは、マララ・ユスフザイさんをご存知でしょうか？

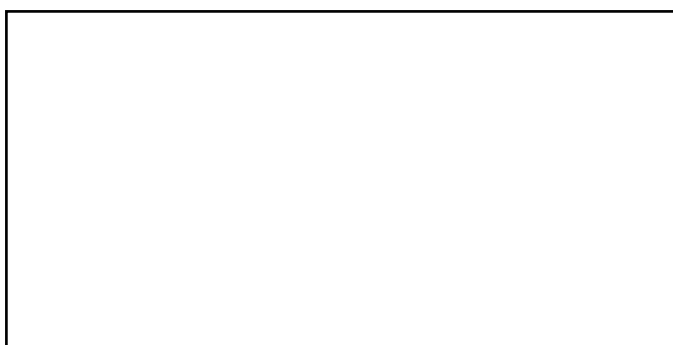
パキスタンにおいて「女性の教育権」を訴え、反政府勢力から銃撃を受け重傷を負ったにもかかわらず、今もなお滞在先の英国において命がけで教育を受ける権利と自由のために闘っている16歳の少女です。

今でも世界の国々では、女性の人権が侵害され、基本的人権すら保障されていない地域もあります。

日本においては、女性の人権や男女の平等を保障する法律などが整備されてきましたが、「男は仕事、女は家庭」といった性別による役割分担意識は依然として残っています。

また、結婚・出産した女性の仕事と家庭生活との両立はいまだに難しく、結果的に女性の社会進出が妨げられていることや、夫・パートナーからの暴力(DV)や職場でのセクシュアル・ハラスメント、性犯罪なども女性の人権を侵害する重大な問題です。

女性も男性も社会の対等な構成員として、責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが性別にとらわれず、個人として尊重されることが大切です。



「タメ。ゼットイ。」普及運動(6月20日(金)～7月19日(土))

ティーンエイジャーの薬物使用はもっとも深刻な社会問題です。